第五・十三条　協力及び能力開発

1　締約国は、利用可能な適当な資源の範囲内で、この章の規定に従い、相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項に関する締約国間の更なる協力（能力開発、技術援助、協調及び情報交換を含む。）のための機会を探求する。

2　いずれの二以上の締約国も、この章の規定の下において相互に関心を有する全ての事項（分野別の提案を含む。）について協力することができる。

3　締約国は、協力活動を行うに当たり、不必要な重複を避け、及び資源の活用を最大限に行うことを目的として、二国間の、地域的な又は多数国間の作業計画と調整するよう努める。

4　締約国は、物品に関する委員会において、自国の協力活動に関する情報及び経験を他の締約国と共有するよう奨励される。

第五・十四条　技術的協議

1　締約国は、衛生植物検疫措置が自国と他の締約国との間の貿易に影響を及ぼしていると認める場合には、次条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている連絡経路を通じて、当該衛生植物検疫措置についての詳細な説明を要請することができる。

2　締約国は、当該説明の要請に対して速やかに回答する。当該他の締約国は、衛生植物検疫措置の適用から生ずる特定の問題に関する懸念を解決するため、他の締約国と技術的協議を行うことを要請することができる。要請を受けた締約国は、当該技術的協議を求める妥当な要請に対して速やかに回答する。協議を行う締約国は、相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払う。

3　締約国が技術的協議を要請する場合には、当該技術的協議は、別段の合意がない限り、その要請の受領から三十日以内に行われるものとする。当該技術的協議は、その要請の日から百八十日以内又は協議を行う締約国が合意する期間内に問題を解決することを目標とすべきである。

4　技術的協議は、電話会議、ビデオ会議又はその他協議を行う締約国が合意する手段を通じて行うことができる。

第五・十五条　連絡部局及び権限のある当局

1　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、次のことを行う。

(a)　この章の規定の対象となる事項についての連絡を円滑にするため、一又は二以上の連絡部局を指定すること。

(b)(c)　他の締約国に対して連絡部局の連絡先の詳細を通報すること。

二以上の連絡部局を指定する場合には、連絡すべき適当な連絡部局に関する他の締約国からの照会に回答する中央連絡先を務める連絡部局を特定すること。

2　各締約国は、連絡部局を通じて、他の締約国に対し、自国の権限のある当局並びにその任務及び責任の分担に関する説明を提供する。

3　各締約国は、他の締約国に対し、連絡部局の変更並びに自国の権限のある当局内の構成、組織及び責任の分担に関する重要な変更を通報する。各締約国は、その情報を常時最新のものとする。

4　締約国は、この章の規定の実施における権限のある当局の重要性を認識する。このため、締約国の権限のある当局は、合意する方法で、この章の規定の対象となる事項について相互に協力することができる。締約国は、合意する場合には、自国の権限のある当局の協力に関する情報及び経験を物品に関する委員会と共有するよう奨励される。

第五・十六条　実施

締約国は、相互に合意する場合には、この章の規定を適用するための相互に決定した了解及び詳細を定めるための二国間又は複数国間の取決めを作成することができる。この章の規定に基づいて当該取決めを採用した締約国は、相互に合意する場合には、当該取決めを物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第五・十七条　紛争解決

1　第十九章（紛争解決）の規定は、この協定が効力を生ずる時には、この章の規定については、適用しない。

2　第十九章（紛争解決）の規定の不適用については、この協定が効力を生ずる日の後二年を経過した後に見直しの対象とする。締約国は、当該見直しにおいて、第十九章（紛争解決）の規定のこの章の規定の全部又は一部への適用に関して妥当な考慮を払う。当該見直しについては、この協定が効力を生ずる日から三年以内に完了させなければならない。その後、準備ができた締約国は、相互に、第十九章（紛争解決）の規定をこの章の規定について適用する。準備ができていない締約国は、将来の自由貿易協定又は経済協定であって当該締約国が類似の義務を負うものを締結する場合には、他の締約国と協議した上で、第十九章（紛争解決）の規定をこの章の規定について適用することができる。

第六章　任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第六・一条　定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及びその定義を適用する。

第六・二条　目的

この章の規定は、次のことによって締約国間の物品の貿易を円滑にすることを目的とする。

(a)　任意規格、強制規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(b)　貿易の技術的障害に関する協定の実施を促進すること。

(c)　各締約国の任意規格、強制規格及び適合性評価手続についての相互の理解を促進すること。

(d)　任意規格、強制規格及び適合性評価手続の分野における締約国間の情報交換及び協力（関連する国際機関の活動におけるものを含む。）を強化すること。

(e)　この章の規定の下で生ずる問題に対処すること。

(f)　この条に規定する目的を実現するための枠組みを提供すること。

第六・三条　適用範囲

1　この章の規定は、中央政府機関の任意規格、強制規格及び適合性評価手続であって、締約国間の物品の貿易に影響を及ぼし得るものについて適用する。この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　前章（衛生植物検疫措置）の規定の対象となる衛生植物検疫措置

(b)　政府機関が政府機関の生産又は消費の必要上作成する購入仕様

2　各締約国は、この章の規定を実施するに当たり、任意規格、強制規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用に責任を有する自国の領域内の地方政府機関及び非政府機関による遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3　この章のいかなる規定も、締約国が貿易の技術的障害に関する協定及びこの章の規定に適合する態様で任意規格、強制規格及び適合性評価手続を立案し、制定し、適用し、又は維持することを妨げるものではない。

第六・四条　貿易の技術的障害に関する協定の確認及び組込み

1　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく自国の権利及び義務を確認する。貿易の技術的障害に関する協定の次の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

(a)　第二条の規定（2.4、2.7、2.8及び2.12の規定を除く。）

(b)　4.2の規定

(c)　第五条の規定（5.4の規定を除く。）

(d)　6.3の規定

(e)　9.1の規定

(f)　附属書三の規定（Aの規定を除く。）

2　1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定とこの章の他の規定とが抵触する場合には、この章の他の規定が優先する。

3　いずれの締約国も、1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定に対する違反を申し立てるのみの紛争について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。